

現会計基準による計算書類

- ・助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

- ・ 資金収支計算書
 - ・ 資金収支内訳表
 - ・ 人件費支出内訳表
 - ・ 活動区分資金収支計算書
- ・ 事業活動収支計算書
 - ・ 事業活動収支内訳表
- ・ 貸借対照表
 - ・ 固定資産明細表
 - ・ 借入金明細表
 - ・ 基本金明細表

計算書類からは除き、助成法
で提出を求める書類として位
置付ける

必要に応じて簡略化し、附属明細書へ

新会計基準による計算書類

- ・私学法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

- ・ 資金収支計算書
- ・ 活動区分資金収支計算書
- ・ 事業活動収支計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 附属明細書
 - ・ 固定資産明細表
 - ・ 借入金明細表
 - ・ 基本金明細表
 - ・ セグメント情報

※学校、附属施設等の部門別の
情報表示を検討
(附属明細書又は注記事項を想定)

※計算書類は全て備置き・閲覧の対象となる（私学法）
また、全てインターネットによる公表（★1）の対象とする方向（施行規則）

※計算書類は全て会計監査人監査（★2）の対象とする方向（施行規則）

★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意
★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。